

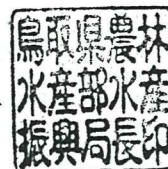


第202100058124号

令和3年6月2日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、知事管理漁獲可能量を変更したいので、漁業法（昭和24
年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第2項の規定により諮
問します。

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	4.5 トン
	鳥取県定置漁業	4.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	1.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	1.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.1 トン

くろまぐろの資源管理概要

令和 3 年 6 月 8 日
鳥取県水産課

1 国際的な資源管理

- ・中西部太平洋で広範囲に回遊している『くろまぐろ』の資源状態が悪化していることから、日本を含む 26 か国・地域が協力し、資源管理措置を実施している。

【資源管理措置】

- (1) 30 kg 未満の小型魚の漁獲量を 2002-04 年平均水準から半減。
日本：8,015 トン→4,007 トン
- (2) 30 kg 以上の大型魚の漁獲量を 2002-04 年平均水準から増加させない。
日本：4,882 トン
- (3) 漁獲上限の未利用分は翌年に繰越し可能（漁獲上限 17%） ※
- (4) 小型魚漁獲上限を大型魚に振替可能 ※

※令和 3 管理年度のみ

2 国際交渉による増枠について

- ・資源評価の結果を踏まえ、暫定回復目標（2024 年までに 60%以上の確率で親魚量を歴史的
中間値（4 万 3 千トン）まで回復）の達成確率が 75%以上なら増枠交渉可能。
- ・最新の資源評価結果（2018 年）：親魚量は約 2 万 8 千トン。
暫定回復目標達成確率は 99%。

【2020 年の国際交渉結果】

- ・アメリカの反対により、増枠は見送りされたが、上記資源管理措置（3）、（4）が認められた。

3 国内の資源管理

- ・大臣管理漁業と都道府県沿岸漁業に小型魚、大型魚の漁獲枠を配分。

〈令和 3 年当初配分〉	小型魚	大型魚
大臣管理漁業	1,608t（大中型まき網：1,500t）	3,435 t（大中型まき網：3,063t）
都道府県	1,797t（鳥取県：1.7t）	1,571 t（鳥取県：6.0t）

- ・国内の繰越しルールは、大臣管理区分、都道府県ごとに当初枠の 10%繰越し可能。それ以上の未利用分は国留保枠に加えた後、一律 3 トン都道府県に追加配分が行われる。
- ・季節、地域ごとの来遊状況に応じて、各漁業、都道府県間で配分量の融通が可能。
- ・融通の形態は、小型魚・大型魚の交換、譲渡、譲受、翌管理期間との交換。

4 遊漁者の採捕制限

広域漁業調整委員会指示により、令和 3 年 6 月 1 日から採捕制限がかけられる。

- 小型魚：採捕禁止。
- 大型魚：採捕した場合は、水産庁へ漁獲量などを報告しなければならない。

鳥取県資源管理方針（くろまぐろ）の変更について（諮問）

令和 3 年 6 月 8 日

鳥取県水産課

1 現管理期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日）の漁獲可能量の変更について

(1) 鳥取県の配分量

区分	変更前漁獲可能量	変更後漁獲可能量	増減
小型魚 (30 kg未満)	5.0 トン	10.0 トン	大中型まき網漁業小型魚と鳥取県大型魚の 交換：5 トン
大型魚 (30 kg以上)	6.6 トン	1.6 トン	大中型まき網漁業小型魚と鳥取県大型魚の 交換：5 トン

(2) 漁業種類ごとの配分量

種類	知事管理区分	合計 (トン)	配分量 (トン)	配分の考え方	備考
小型魚	沿岸くろまぐろ 漁業 (曳き縄)	10.0	4.5	50%※	前管理期間からの繰越は沿岸 くろまぐろ漁業へ配分。融通に より増減した場合は実績や消 化率を勘案して配分する。
	定置網漁業		4.4	50%※	
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		1.0	10%	
大型魚	定置網漁業	1.6	1.4	100%※	前管理期間からの繰越は定置 網漁業へ配分。融通により増 減した場合は実績や消化率を 勘案して配分する。
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.1	10%	

2 現管理期間の漁獲実績（5月31日時点）

【小型魚（30kg未満）】

	漁獲枠	漁獲累計	消化率	残枠
沿岸くろまぐろ漁業	2,250kg	0kg	0%	2,250kg
定置網（夏泊、泊、御来屋、淀江）	1,720kg	507.30kg	29.5%	1,212.70kg
定置網（浦富）	430 kg	50.86kg	11.8%	379.14 kg
混獲管理分	100 kg	0.00kg	0%	100.00 kg
県留保枠	500 kg	0.00kg	0%	500.00 kg
合計	5,000kg	558.16kg	11.2%	4,441.84kg

【大型魚（30kg以上）】

	漁獲枠	漁獲累計	消化率	残枠
定置網	5,900kg	149.00kg	2.5%	5,751.00kg
混獲管理分	100 kg	0.00kg	0%	100.00kg
県留保枠	600kg	0.00kg	0%	600.00kg
合計	6,600kg	149.00kg	2.5%	6,451.00kg

3 過去の実績

管理期間	漁獲実績					
	H27. 7～H28. 6	H28. 7～H29. 6	H29. 7～H30. 6	H30. 7～H31. 3	H31. 4～R2. 3	R2. 4～R3. 3
小型魚 (30kg未満)	1.4トン	1.0トン	1.2トン	1.6トン	3.2トン	3.2トン
大型魚 (30kg以上)	0トン	0.7トン	0.1トン	0トン	0トン	0.1トン

3水管第534号
令和3年5月27日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ(小型魚)	5.0トン	10.0トン
くろまぐろ(大型魚)	6.6トン	1.6トン



第202100035755号
令和3年5月20日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定
に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第5項において準用する同
条第2項の規定により諮問します。

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	2.25 トン
	鳥取県定置漁業	2.15 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.5 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.9 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン

鳥取県資源管理方針（くろまぐろ）の変更について（報告）

令和 3 年 6 月 8 日
鳥取海区漁業調整委員会事務局

令和 3 年 5 月 20 日付けで諮問のあった、くろまぐろに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、令和 3 年 5 月 25 日付けで専決処分したので報告する。

1 現管理期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）の漁獲可能量の変更について

(1) 鳥取県の配分量

区分	変更前漁獲可能量	変更後漁獲可能量	増減
小型魚 (30 kg未満)	1.7 トン	5.0 トン	国からの追加配分： <u>3.2 トン</u> 前管理期間からの繰越数量： <u>0.1 トン</u>
大型魚 (30 kg以上)	6.0 トン	6.6 トン	前管理期間からの繰越数量： <u>0.6 トン</u>

(2) 漁業種類ごとの配分量

種類	知事管理区分	合計 (トン)	配分量 (トン)	配分の考え方	備考
小型魚	沿岸くろまぐろ 漁業 (曳き縄)	<u>5.0</u>	2.25	50%※	前管理期間からの繰越は沿岸くろまぐろ漁業へ配分。融通により増減した場合は実績や消化率を勘案して配分する。
	定置網漁業		2.15	50%※	
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.5	10%	
大型魚	定置網漁業	<u>6.6</u>	5.9	100%※	前管理期間からの繰越は定置網漁業へ配分。融通により増減した場合は実績や消化率を勘案して配分する。
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	

2 現管理期間の漁獲実績 (5月20日時点)

【小型魚 (30kg未満)】

	漁獲枠	漁獲累計	消化率	残枠
沿岸くろまぐろ漁業	750kg	0kg	0%	750kg
定置網 (夏泊、泊、御来屋、淀江)	600kg	499.30kg	83.2%	100.70kg
定置網 (浦富)	150kg	43.26kg	28.8%	106.74kg
混獲管理分	100kg	0.00kg	0%	100.00kg
県留保枠	500kg	0.00kg	0%	100.00kg
合計	1,700kg	542.56kg	32.0%	1,157.44kg

【大型魚 (30kg以上)】

	漁獲枠	漁獲累計	消化率	残枠
定置網	5,300kg	149.00kg	2.5%	5,151.00kg
混獲管理分	100kg	0.00kg	0%	100.00kg
県留保枠	600kg	0.00kg	0%	300.00kg
合計	6,000kg	149.00kg	2.5%	5,851.00kg

【参考】

鳥取海区漁業調整委員会規程

第5条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。